

総行行第248号
令和3年7月21日

各都道府県会計管理者
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市会計管理者 } 殿

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

手形交換所の廃止及び電子交換所の設立に伴う地方公共団
体における対応に関する留意事項について (通知)

標記の件について、一般社団法人全国銀行協会から、別添のとおり、全国各地に設置されている手形交換所を全て廃止し、手形交換所において行われている業務については、令和4年11月4日から電子交換所において行われることとなる旨の通知がありました。

これまで、手形交換所は、手形法(昭和7年法律第20号)第83条及び小切手法(昭和8年法律第57号)第69条の規定による法務大臣の指定等に基づき、それぞれの所管区域における金融機関間の手形及び小切手の交換等の業務を行っているところですが、令和4年11月4日以降は、手形及び小切手の交換等については、全国を所管区域として同協会が手形法第83条等の規定により法務大臣が指定する手形交換所として設置し運営する電子交換所において、手形及び小切手のイメージデータの送信及び受信をすることにより、全国の金融機関間の手形及び小切手に関する決済が行われることとされているところです。

各地方公共団体の公金の収納及び支払に関する事務に関連して、地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の規定に基づき地方公共団体が指定をする金融機関である地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条第6項の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関並びに収納事務取扱金融機関(以下「指定金融機関等」という。)間の決済等において手形交換所が利用されてきたところですが、手形交換所の廃止及び電子交換所の設立に伴い、下記事項に十分に留意の上、公金の収納及び支払に関する事務に遺漏がないよう適切に対応願います。

また、都道府県にあつては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してこの旨を周知願います。

なお、本通知は地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 既存の手形交換所の所管区域を前提とした規則その他の規程における規定の見直し

電子交換所においては、交換対象地域を限定している既存の手形交換所と異なり、全国を交換対象としていることから、地方公共団体の規則において、地方自治法施行令第156条第1項第1号に基づき、持参人払式の小切手等の支払地についての普通地方公共団体の長が定める区域に関する規定等、規則その他の規程における手形交換所の所管区域を前提とする規定については、電子交換所の運用が開始される令和4年11月4日において、これを全国の区域とする等の改正を施行する必要があること。

2. 既存の手形交換所における公金関係決済・納付済通知書等の接受に関する業務の廃止

指定金融機関等の相互間における手形等による公金に関する決済、納付済通知書その他の公金関係書類（以下「納付済通知書等」という。）の接受が既存の手形交換所において行われてきたところであるが、既存の手形交換所の廃止及び電子交換所の設立に伴い、これらの接受が廃止され、関係指定金融機関等の相互間における納付済通知書等の郵送等の搬送による方法への変更等が予定されていること。

今後の具体的な取扱い・方法については、納付済通知書等の搬送に必要な日数やこれを踏まえた地方公共団体に対する納付期日等の変更の必要性を十分に検証し、公金の収納及び支払に関する事務に遺漏がないよう、指定金融機関等と十分に調整をする必要があること。